【図表19】 令和6年度の振替加算の加算額(老齢基礎年金)

	加公仁公哲		振替加算額		
	加和十金額	×政令	で定める率		
大正15年4月2日~昭和2年4月1日	234, 100	円×	1.000	234, 100 円	
昭和2年4月2日~昭和3年4月1日	234, 100	円×	0.973	227,779 円	
昭和3年4月2日~昭和4年4月1日	234, 100	円×	0.947	221,693 円	
昭和4年4月2日~昭和5年4月1日	234, 100	円×	0.920	215, 372 円	
昭和5年4月2日~昭和6年4月1日	234, 100	円×	0.893	209,051 円	
昭和6年4月2日~昭和7年4月1日	234, 100	円×	0.867	202,965 円	
昭和7年4月2日~昭和8年4月1日	234, 100	円×	0.840	196,644 円	
昭和8年4月2日~昭和9年4月1日	234, 100	円×	0.813	190, 323 円	
昭和9年4月2日~昭和10年4月1日	234, 100	円×	0.787	184, 237 円	
昭和10年4月2日~昭和11年4月1日	234, 100	円×	0.760	177, 916 円	
昭和11年4月2日~昭和12年4月1日	234, 100	円×	0.733	171,595 円	
昭和12年4月2日~昭和13年4月1日	234, 100	円×	0.707	165, 509 円	
昭和13年4月2日~昭和14年4月1日	234, 100	円×	0.680	159, 188 円	
昭和14年4月2日~昭和15年4月1日	234, 100	円×	0.653	152,867 円	
昭和15年4月2日~昭和16年4月1日	234, 100	円×	0.627	146, 781 円	
昭和16年4月2日~昭和17年4月1日	234, 100	円×	0.600	140,460 円	
昭和17年4月2日~昭和18年4月1日	234, 100	円×	0. 573	134, 139 円	
昭和18年4月2日~昭和19年4月1日	234, 100	H×	0.547	128,053 円	
昭和19年4月2日~昭和20年4月1日	234, 100	円×	0.520	121,732 円	
昭和20年4月2日~昭和21年4月1日	234, 100	円×	0. 493	115,411 円	
昭和21年4月2日~昭和22年4月1日	234, 100	円×	0.467	109,325 円	
昭和22年4月2日~昭和23年4月1日	234, 100	円×	0.440	103,004 円	
昭和23年4月2日~昭和24年4月1日	234, 100	円×	0.413	96, 683 円	
昭和24年4月2日~昭和25年4月1日	234, 100	円×	0.387	90,597 円	
昭和25年4月2日~昭和26年4月1日	234, 100	円×	0.360	84, 276 円	
昭和26年4月2日~昭和27年4月1日	234, 100	円×	0. 333	77,955 円	
昭和27年4月2日~昭和28年4月1日	234, 100	円×	0.307	71,869 円	
昭和28年4月2日~昭和29年4月1日	234, 100	円×	0. 280	65,548 円	
昭和29年4月2日~昭和30年4月1日	234, 100	円×	0. 253	59,227 円	
昭和30年4月2日~昭和31年4月1日	234, 100	円×	0. 227	53, 141 円	
昭和31年4月2日~昭和32年4月1日	234, 800	円×	0. 200	46, 960 円	
昭和32年4月2日~昭和33年4月1日	234, 800	円×	0.173	40,620 円	
昭和33年4月2日~昭和34年4月1日	234, 800	円×	0. 147	34,516 円	
昭和34年4月2日~昭和35年4月1日	234, 800	円×	0. 120	28, 176 円	
昭和35年4月2日~昭和36年4月1日	234, 800	円×	0.093	21,836 円	
昭和36年4月2日~昭和37年4月1日	234, 800	円×	0.067	15,732 円	
昭和37年4月2日~昭和38年4月1日	234, 800	円×	0.067	15,732 円	
昭和38年4月2日~昭和39年4月1日	234, 800	円×	0.067	15,732 円	
昭和39年4月2日~昭和40年4月1日	234, 800	円×	0.067	15,732 円	
昭和40年4月2日~昭和41年4月1日	234, 800	円×	0.067	15,732 円	
昭和41年4月2日以後		The same of the sa		-	

緑色で網掛けしたのは69歳以上の既裁定者、白抜き文字は68歳の既裁定者、 ブルーで網掛けしたの67歳以下の新規裁定者の年齢区分。